

第3回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和元年8月9日(火) 14:00~16:00
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、河合委員、菊地委員、増田委員、間淵委員 (湖西市) 11人 相澤環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、内山係長、井口、河合、三浦、松本 下水道課: 鈴木課長、片山課長代理、日恵野
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 3 事務局説明 (1) 意見書に関する質疑 4 協議事項 (1) 湖西市下水道整備の見直しと全体影響 (2) 下水道整備に伴う、今後の推移(くみ取り・浄化槽) (3) 合特法における支援の目的と仕組み (4) 他市における合特法の実施状況 (5) 代替業務の算定方法 (6) その他事項 5 次回の開催予定

発言者	発言内容
-----	------

1 開会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 事務局説明

(1) 意見書に関する質疑

委員長 本日の会議につきましては、審議会を公開で行います。それでは、これから協議に入らせていただきます。

第2回の審議会後に事業関係者の皆さんから審議会に対して提出された意見書について事務局よりご説明お願いいたします。

事務局 意見書は、事業関係者のうち1社から提出されており、2項目の質疑をいただきました。質疑書の裏面に、市の見解を付けております。質疑を受け、回答の補足資料も配布していますので、改めてご確認ください。(質疑及び回答、補足資料は、傍聴者への配布なし)

委員長 A社から提出された、意見書について委員の皆さん、ご意見ご質問などがあれば挙手をお願いします。

委員 (なし)

委員長 続きまして、8月6日付けで静岡県環境整備事業協同組合様から意見書が提出されております。この意見書の取り扱いについて、委員の皆様方からご意見等がありましたらお願いします。

委員 意見書に計算の過程がありますが、このような過程のところというのは、

我々の中でもやはりもう少し検討し、参考にしてもよろしいのかなというように思います。

委員長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 (なし)

委員長 それでは、いただきました意見書につきましては、審議会における参考とさせていただきますと思います。

4 協議事項

(1) 湖西市下水道整備の見直しと全体影響

(2) 下水道整備に伴う、今後の推移（くみ取り・浄化槽）

(3) 合特法における支援の目的と仕組み

(4) 他市における合特法の実施状況

事務局 (協議事項(1)～(4)を説明)

委員長 ただいまの事務局からの説明に対して委員の皆さん方からご意見、ご質問等ありますか。

委 員 昭和50年10月の厚生省事務次官通知で、合特法に基づく措置について「下水道の終末処理場によるし尿処理の転換が完了するその直前まで、その全体の規模を縮小しつつも継続して行わなければならない」とあります。ここの解釈は、合理化事業は5年で区切るけれど5年更新で徐々に見直していくということか。または、段々影響が緩和されてくるため、その代替業務等の処置も徐々に減らしていくということか。

事務局 湖西市の提案では、下水道の影響に対して必要な業務量を提供します。影響が一定量続いていく限りは、仮に影響が同じだった場合は代替業務は減りません。ここでいう「規模の縮小」というのは、下水道整備によって、くみ取りや浄化槽汚泥収集の業務が縮小していくことだと考えます。

委 員 昭和50年の厚生事務次官通知と、平成6年厚生省環境整備課長通知の内容は関連しているものか。別物と捉えてよいのか。

事務局 昭和50年10月の通知は、合特法の施行について。平成6年の通知は、昭和50年の通知を補完する内容で、合特法に基づく合理化事業計画策定についての具体的な内容についてです。

委員長 「著しい影響」の解釈について、例えば基数で考えた場合に、同じ1基でも規模が違うものがある点については、どのようにお考えでしょうか。

事務局 くみ取り業務は委託業務、浄化槽清掃は許可業務ということで、委託業務と許可業務では「著しい影響」の考え方に差を設けています。

委託業務については、収集車両の減車の有無。許可業務の浄化槽汚泥収集については、清掃基数の減少数見込。これをもって「著しい」という部分を判断したいと思っております。ただ、「著しい影響」を例えば浄化槽1基の減少でも著しいと見なすかどうかは意見を賜りたいと考えています。

委員長 資料1の2ページ【3】について、B社は、くみ取り世帯で48基下水道接続がなされることによって、対象となるくみ取りの基数がゼロになるということでしょうか。

事務局 B社のエリアは下水道の区域になっていることから、今後約20年経過すると、現在のくみ取り世帯はゼロ基になると推計したものでございます。

委員長 資料1の7ページ、他市における合特法の実施状況について、静岡県と岐阜県の市町で、「以前ありで現在はなし」という市があります。これは期限がきたので合理化事業はなくなったということでしょうか。

事務局 調査結果によると、合理化事業計画の更新時に、必要がないという判断で策定しなかったということです。

委員長 合理化事業計画が終了した時点でまだ下水道化が続いている場合には、下水道接続完了まで更新していく考え方でよろしいですか。

事務局 その点については、下水道整備はあるが、影響が少ないという判断から計画策定に至らないケース、また、資料1の3番にあるように、計画を作らず支援策を講じるケースなど、いくつかの考え方があるかと思います。

委員 資料1の6ページを見ると、湖西市は現在、独自に決めた方法で実施しているということですが、これは合特法に基づいていない支援というかたちになるのですか。

事務局 合特法に基づいて計画を作るケースと、合特法に基づくのだけれど計画は作らずに業者と行政の協議によって支援方法を決定するケースがあると思います。湖西としては、あくまでも合特法に基づいた対応であるという認識であります。

委員 平成13年のA社との合意書の中で、「運搬車の減車が予想される時期には計画を県知事に提出する」とありますが、今まで減車にならなかったために現状維持をしているのか、それとも、折衝するも合意に至らず今に至っているのか。

事務局 まず、許可業務の浄化槽清掃について、市の積算では浄化槽の収集車1台相当分の清掃件数は、年間約800基弱であると考えています。A社エリアの下水道転換数はおよそ1,100基であり、減車はあったと考えます。

委託業務であるくみ取りは、収集車1台相当分の件数は1ヵ月約430件と考えています。下水道による減少が1台相当分に達していなければ減車には至っていないと考えます。

このような状況ではありましたが、合理化事業計画を作るという具体的な協議は、今回の協議が始まるまでは一切ありませんでした。

(5) 代替業務の算定方法

事務局 (協議事項(5-1～5-3)を説明)

委員長 それでは、ただいまご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問はありますか。

委員 事務次官通知に、「規模を全体的に縮小しつつも終了してはいけない」という内容がありますが、残りの業務を維持できるよう、1台分の委託額は確保されている。その上で、今回の計画はあくまでも下水道接続の影響についての計画をたてていくということによいですか。

事務局 業務については下水道接続が100%になるまで業者へ収集をお願いすると

いう前提です。一方極端な例では、長いスパンで見たときに、収集世帯が極端に少なく利益を生まないような状況になった場合、転廃交付金を交付し廃業、直営化も手法のひとつとして考えられます。当市の基本的なスタンスとしては、業を継続していただけるよう代替業務を確保する手法を今回検討させていただきたいと考えています。

委員長 資料1の10ページ、事務局の提案では代替業務の提供期間は5年ごとに算定するというようになっています。これについては委員の皆様いかがでしょうか。

委員 期間的な区切りとして5年は相当というように思います。

委員長 例えば、代替業務の提供期間については10年としておいて、ただし5年ごとに見直しを行うということは可能なのですか。

事務局 他市でもそのような事例があるので、可能と考えます。ただ今回の湖西市の提案では、提供期間は5年としています。

委員長 おそらく業者側としては、提供期間5年とされてしまうと、それ以降業務が切られてしまうのでは、という恐怖や心配があると思います。その当たりのバランスをどう取るかというのも、審議会で議論すべき大きなポイントであると思います。

事務局 補足説明です。資料1の4ページ【1】をご覧ください。現時点の見込みでは、今後5年間、さらに次の5年以降についても当分の間影響はあります。業務の提供を5年ごとに見直した場合であっても、今の予定からすれば少なくとも20年近くの業務提供は確実だろうと思っております。

委員 計画期間について、合特法の計画と、下水道の整備計画との整合性はどうでしょうか。

事務局 今の下水道の整備計画では、事業計画の目標年次が平成35年です。昨年度、全体計画の縮小を行い、それに基づいて計画の見直しを来年度行うよう考えています。見直し後の計画は、令和23年の完了を予定しております。5年で見直すという予定はありません。

委員 全体計画が令和23年度完了の目標としても、年次計画はないのでしょうか。下水道計画が変わると合理化事業計画も見直しの必要が出ると思うので、5年くらいで見直すべきだと思います。

委員長 資料1の11ページ、5-2下水道影響の算入の仕方について、今回案では計画の始期から5年間ごとの積み上げとされています。他の案もある中で、今回案を提案した理由は。

事務局 計画の見直し期間を5年と設定しているため、今後5年間の影響見込みを積み上げる提案をしました。ただ、前回の審議会でのご意見を受けて、年度による業務量のばらつきの緩和のためには全体の影響の平均値を取る案も提案すべきと考え、今回の資料に追加しました。

委員長 5-2については委員の皆さん特にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

委員 (なし)

委員長 それでは、資料1の12ページ、5-3代替業務の算定方法については何か委員

の皆さんからご質問等ございませんでしょうか。

委 員

許可業務の浄化槽清掃は、計画期間中の下水道への転換件数と代替業務量が単純に比例するという考え方か。

事務局

比例するものです。

委員長

資料中に、平成30年度における委託車両2車の減車について記載されています。減車により委託費が減額され、業者には大きな影響があったと思いますが、これは業者と行政の合意の上で車両算定の基準を変更し減車になったということによいか。

事務局

協議を重ねた上でご同意いただいて変更にいたしました。

委員長

30年度の減車2台は、下水道への転換の影響ということではなく、単純に収集車両台数算定の基準の変更によるものということによいか。

事務局

そのように理解しております。

委員長

では、30年度の減車は合理化事業の対象外となるかと思いますが、委員の皆さん方もそういう認識でよろしいですか。特に異論はございませんかね。

委 員

(なし)

事務局

(協議事項(5-4～5-6)を説明)

委員長

委員の皆様方よりご意見、ご質問等、いかがでしょうか。

委 員

許可では算定の結果、12.5年分を提供するという点では甘く感じてしまいます。一方、委託では利益率4%を用いており見積もりが渋いと感じます。民間指標が適当であるかも気がかりです。

事務局

利益率は他の事例でも状況が多岐にわたり、どのような根拠で決定するか、研究が必要な部分。今後の課題として捉えています。

委 員

8月6日の組合からの意見書では、代替業務の利益率は4%ではないかということをご心配されています。市の案としては、代替業務は利益率を10%で積算した仕様のものが出てくる、という考えでよろしいですか。

事務局

今回案では、許可の利益率はまず10%を用いています。

委 員

利益率は、湖西市内の業者の実際の利益率を把握した上で妥当だと判断したものか。それとも、他の事例や国の基準を使っているか。

事務局

委託業務は、収集運搬の委託額の積算の際に4%を使っています。許可業務については、業者の実態は確認をしておりません。

委 員

比較をする他市として、倉敷、岡山、長野を選んだ理由は。

事務局

仕組みを検討する上で、国交省の基準を活用している市、かつ考え方がオープンにされている3市と比較をしました。

委員長

資料1の13ページには清掃単価25,000円で比較をしていますが、単価の根拠は。

事務局

5人槽の浄化槽の清掃単価がおおむね25,000円ほどですので、25,000円と仮定して比較しています。

委員長

5人槽1基あたりの平均単価ということによろしいのですか。

事務局

特に業市内事業者の平均を取ったということではなく、仮の数字としています。

委員長

単価や利益率によってかなり大きな影響が出てくるので、慎重の上にも慎

重を期さないといけないと思いますし、しっかりと調べた上で適用する数字を決定すべきだと思います。そういう観点からしますと、他市の事例から利益率を判断するのであれば、さらに広範囲にわたってできるだけ多くの事例を調べる必要があると思います。

単価につきましても、本来であれば、合理化計画を策定するにあたっては、行政と事業者で採用すべき単価について議論をした上で審議会に出されるべきだと思います。

事務局 出来る部分は調査をいたします。また、業者の意向についてもご理解いただけている部分を今後確認させていただきたいと思います。

委員長 協議事項につきましては以上で終了となります。

5 次回の開催予定

〔午後16時00分 閉会〕